

# 平成23年度鹿児島大学法科大学院

## A日程法学既修者認定試験 試験問題（民法）

平成22年8月28日（土曜日）  
15時30分～17時20分（110分）

### 答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は6枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目（民法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. 欄に、ページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず6枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。



## 設問 1 (配点80点)

Xは所有する甲不動産の売却についてYに代理権を授与した。その後、Yは、自らをXの代理人である旨を表示したうえ、Zとの間で甲不動産について売買契約（本件売買契約）を締結し、売買代金の受領と引き換えに所有権移転登記を行った。

Yは、本件売買契約当時、Xから授与された代理権を利用して自己の利益を図ることを目論んでおり、事実、Zから受領した売買代金をXに交付せずに着服した。一方で、Zも本件売買契約当時、YがXから授与された代理権を利用して自己の利益を図る意図を有していることを認識していた。

さらに、Zは、甲不動産をAに転売し、所有権移転登記を行っていたとする。この場合、Xは、Aに対して甲不動産の返還を請求できるか。

## 設問 2 (配点80点)

Xは、Yとの間で1000万円の金銭消費貸借契約を締結したうえ、その貸金債権を担保するため、Zから預かっている絵画にYのために質権を設定し、Yに引き渡した。Yは、絵画の占有取得時、Xが絵画について無権利者であることにつき、善意無過失であった。また、Zは自己所有の絵画に対する質権設定について承諾していない。今、XはYから借り受けた1000万円の金銭債務について弁済期が到来したにもかかわらず、Yに弁済していないとする。以下の場合において、Yが質権を実行して1000万円の貸金債権の弁済を受けることができるかどうか、検討しなさい。

(1) 現在、Yが絵画を所持している場合。(30点)

(2) 質権設定後、Xから懇請されてYがXに絵画を返還し、現在、Xがこれを所持している場合。(50点)

### 設問 3 (配点40点)

妻Aは夫B所有の土地甲をBに無断でXに売却した。その後Aが死亡した。Aの相続人は夫BとAB間に生まれた子Yである。Aの死亡後、夫BはAの後を追うかのように死亡した。Bの相続人はYのみである。XがYに土地甲の引渡しと移転登記手続きの請求をしてきた場合、Yはこれに応じなければならないか。